

整備基準（規則別表第2）第4
公園

第4 公園等

1 利用者用の出入口

利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、車止めの柵等を設ける場合においては、柵等と柵等の間は、90センチメートル以上1.2メートル未満とすることができる。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 高低差がある場合には、第1の表2の項(1)(3)(4)及び(5)イに定める構造の傾斜がある部分とすること。
- (4) 出入口が直接車道等に接する場合には、点状ブロック等の敷設等により車道等の境界を明らかにすること。

2 園路

1の項に定める構造を有する出入口と接続する園路を設ける場合には、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。
- (3) 階段を設ける場合は、第1の表3の項に定める構造の傾斜路を併設すること。
- (4) 縁石、街きょ等により段差を生ずる場所では、20分の1以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、12分の1以下）のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は1センチメートル以下とすること。
- (5) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい舗装材で仕上げること。
- (6) 縦断こう配は、20分の1以下とすること。ただし、当該縦断こう配の高低差が16センチメートル以上75センチメートル以下の場合は12分の1以下と、16センチメートル未満の場合は8分の1以下とすることができる。
- (7) 100分の3以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、延長30メートル以内ごとに1.5メートル以上の水平部分を設けること。
- (8) 横断こう配は、100分の1以下とすること。
- (9) 園路を横断する排水溝の蓋は、濡れても滑りにくく、杖、車いすキャスター等が落ちない構造とすること。
- (10) 視覚障がい者用誘導ブロックを園路の要所に敷設すること。
- (11) 傾斜がある部分は、第1の表2の項(3)のア及び2の項(5)ウの(イ)の構造とすること。ただし、こう配が20分の1以下の場合においては、この限りでない。

3 休憩施設

ベンチ、四阿^{あずまや}、水飲場その他の休憩施設は、すべての人が使いやすいものとする。

4 利用者用の階段

利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 回り段を設けないこと。

- (2) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (3) 高さ3メートル以内ごとに、長さ1.5メートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (5) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- (6) 表面は、平坦で、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- (7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (8) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (9) 段がある部分の上下に近接する踊場部分に点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けられるものである場合は、この限りでない。

5 利用者用の便所

利用者用の便所を設ける場合は、車いす使用者用便房にベビーチェア及びベビーベッド等を設けた便所を園路から容易に出入りできる位置に一以上（男子及び女子の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

6 案内標示

案内標示等を設ける場合には、第1の表16の項(1)に定める構造とすること。

7 利用者用の駐車場

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を2の項に定める園路に接続する1の項に定める出入口に近接する位置に1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の表2の項(1)から(3)までに定める構造とすること。

8 照明

必要に応じて照明を設けること。

解 説

公園の出入口、園路、便所等を整備することにより、すべての人の円滑な利用を図ろうとするものです。なお、本規定は、都市公園、児童公園、港湾環境整備施設である緑地、動物園又は植物園に適用されます。動物園又は植物園については、施設のうち建築物でない部分に適用されます。

照

明 | ○連続性・視認性・景観等に配慮し、安全で安心できるよう効果的に設けること。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

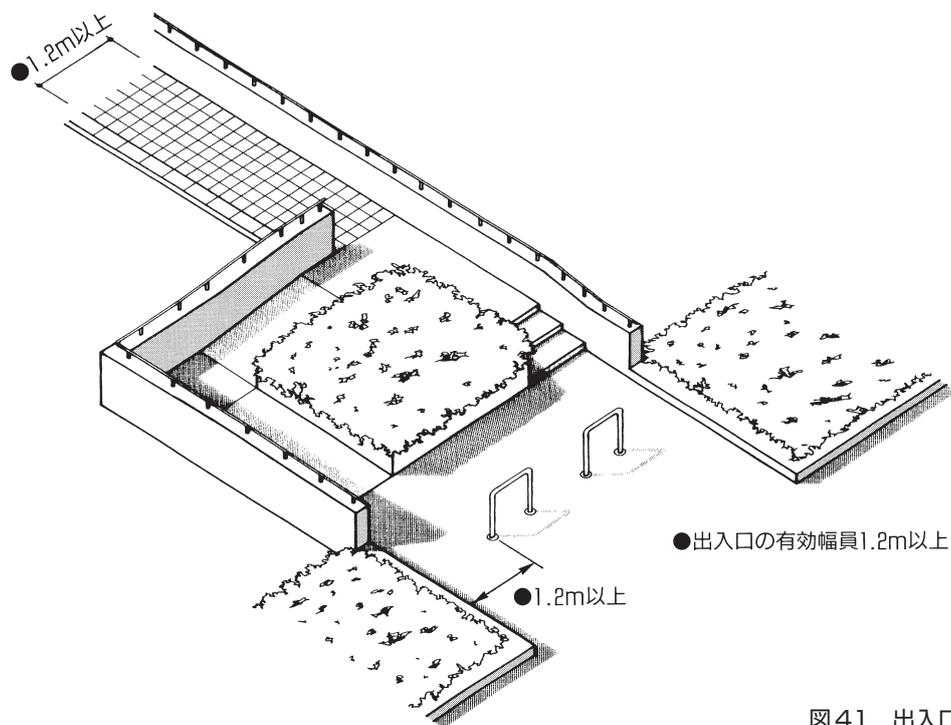


図41 出入口

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

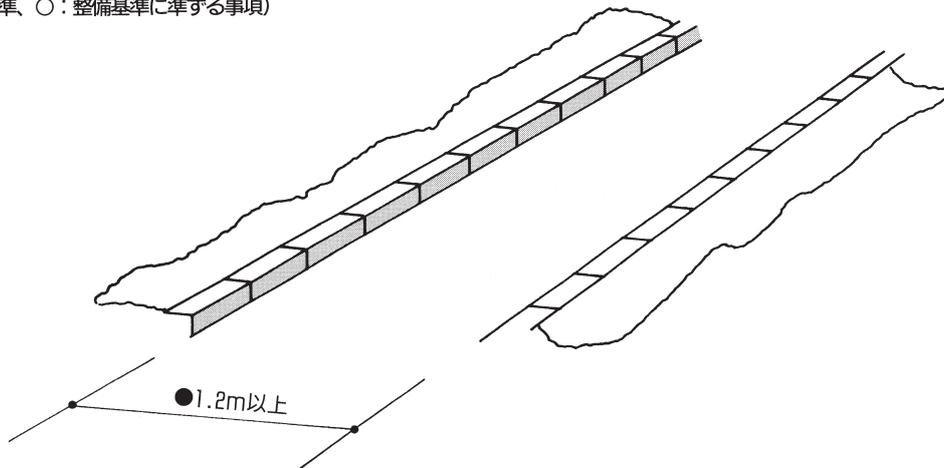


図42 園路

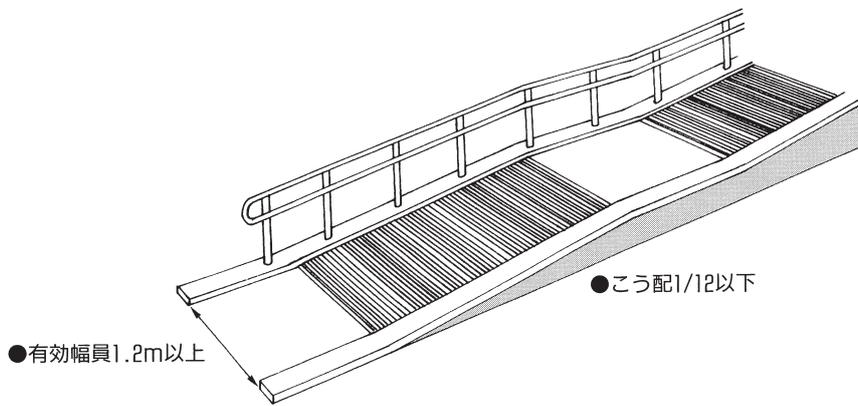


図43 園路に設ける傾斜路

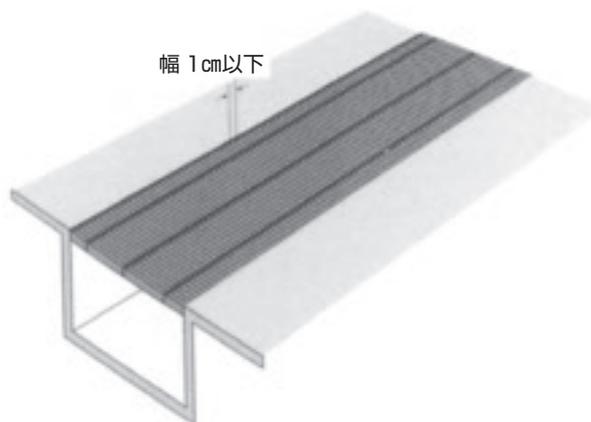


図44 排水溝